

工事費内訳書提出方式要領

(目的)

第1条 入札参加者の真摯な見積努力を促し、入札における競争性をより一層高めることにより良質な施工を確保するために、入札時において工事費内訳書の提出を求めるとする。

(対象工事)

第2条 競争入札により行う全ての工事とする。

(設計図書等の配布)

第3条 設計図書等は、次により配布するものとする。

(1) 設計図書等の配布期間、配布場所及び配布の方法を公告に明示する。

(2) 設計図書等は、公告後電子入札情報システムから配布する。

(現場説明)

第4条 市長が必要と認めるときは、現場説明を行うことができる。現場説明を行う場合は、その旨、日時及び場所等を公告に明示するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第5条 入札に際し、入札参加者は次により工事費内訳書を提出するものとする。

(1) 一般競争入札事後審査型では、落札候補者のみ入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を確認するものとする。

(2) 一般競争入札事前審査型では、入札参加資格を確認された者のみ入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出するものとする。

(3) 指名競争入札では、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の入札者のうち最低の価格で入札した入札参加者のみ入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を確認するものとする。

(4) 工事費内訳書の様式は任意とするが、別紙「工事費内訳書作成例」を参考に作成する。その記載内容は数量、単価、金額等を明らかにした工事費内訳書としての内容を備えたものとする。

(5) 入札担当課が不誠実な事項の有無等を確認する。

(6) 内訳書は、提出による確認後契約担当課が保管するものとする。

(入札の無効等)

第6条 入札執行者は、次に掲げる場合に該当する時は、当該入札参加者の入札を無効とするものとする。

(1) 入札参加者は、入札執行者が指定する日時及び第5条第4号により、工事内訳書の提出を行っていない場合。

(2) 入札参加者が提出した工事内訳書について、入札書の金額と一致していない場合。

(3) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に供する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もっていない場合。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 10 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。